

## 愛知県畜産総合センター種鶏場 実用鶏ひな譲渡説明書

愛知県畜産総合センター種鶏場は、県が造成した優良な種鶏（実用鶏ひなを生産するための親鶏）を民間ふ化場へ譲渡する機関であり、実用鶏ひなは、主として民間ふ化場が販売をしています。

しかしながら、ロットの大きさや販売時期などの条件が折り合わず、民間ふ化場から実用鶏ひなを入手することが困難な場合に限り、当種鶏場において検定を目的に生産している実用鶏ひなの一部を譲渡する場合があります。

実用鶏ひなの譲渡について、本説明書に注意事項等をまとめていますので、譲渡の申込みに先立ち、よくお読みください。

### 1 譲渡の概要

#### (1) 譲渡対象者

県内の養鶏振興を図るため、以下の要件を全て満たす者とします。

なお、学校や公的試験研究機関等が、教育用、研究用等で譲渡を希望される場合は、別途ご相談ください。

- ア 養鶏業者であり、鶏の飼養経験があること
- イ 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準等、各種法令を遵守していること
- ウ 「名古屋コーチン及びその鶏卵肉に関する基準」で定めた基準を遵守すること
- エ 1度の注文羽数が、原則100羽以上であること

#### (2) 譲渡対象の鶏種等

鶏種	性別
名古屋種（肉用）	メス 又は オス
名古屋種（卵用）	メスのみ
アローカナ交雑種	メス又は オス
烏骨鶏	メス又は オス

※県内の養鶏振興を図るため、全ての鶏種について、県内農家を優先します。

※烏骨鶏及びアローカナ交雑種は、譲渡羽数に限りがあり、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

- (3) 譲渡ひなの日齢  
「初生」で譲渡します。
- (4) 譲渡ひなの発生予定日  
別に定め、公表します。
- (5) 譲渡日時  
土日祝日除く平日の午前9時から午後5時まで  
(正午から午後1時までを除く)  
※具体的な譲渡日時は、譲渡毎に調整のうえ決定します。
- (6) 引渡場所  
名 称 愛知県畜産総合センター種鶏場  
郵便番号 485-0802  
住 所 小牧市大字大草字年上坂5818-1
- (7) 譲渡ひなの価格  
別に定め、公表します。

## 2 申込み方法

- (1) 予約及び仮受付  
譲渡希望日の8週間前までに、譲渡を希望する実用鶏の鶏種、羽数、譲渡希望日を電話等でお知らせください。  
譲渡の可否を確認し、譲渡が可能な見込みの場合、仮受付をします。  
なお、初めて譲渡を希望される方においては、1の(1)の要件を満たしているか等について聞き取りを行います。
- (2) 譲受申込書の提出  
譲渡希望日の4週間前までに、譲受申込書をメール、郵送、FAX等で提出してください。  
なお、予約前に提出された譲受申込書は受け付けません。
- (3) 譲渡決定  
譲受申込書の提出があり、申込み内容に不備が無い場合、正式に受付を行

い、譲渡決定とします。

#### (4) 代金の支払

譲渡決定後、譲渡日の3週間ほど前に「納入通知書」を発行し、郵送しますので、譲渡日の概ね2週間から10日前までに納入通知書がお手元に届きます。納入通知書を受け取り後、記載された納期限までに代金の支払を行ってください。

譲渡日が近づいても納入通知書が届かない等、問題が発生した際には、速やかにご連絡ください。

### 3 譲渡の方法

譲渡するひなは、原則として種鶏場の正門前で引渡しを行います。

譲受希望者は、あらかじめ調整した日時に来場いただき、ひなを受け取ってください。

ひなの配送は、原則として行いません。

ただし、譲受希望者が自ら配送業者を手配し、配送業者から種鶏場までの距離が15km以内である場合は、種鶏場が配送業者までひなを運搬できる場合があります。その際の配送に係る経費は、譲受希望者の負担とします。また、種鶏場が配送業者にひなを引き渡した後、ひなの衰弱等の異常により譲受希望者に損害が生じてても、種鶏場はその責を負わないものとします。

※自ら手配した配送業者によるひなの配送を希望する場合は、

2の(1)の予約を行う際に、その旨をお伝えください。

### 4 受領書等の提出

ひなの受け取りの際、受領書を提出してください。

また、名古屋種のひなを受け取る場合は、誓約書も提出してください。

### 5 譲渡決定の取り直し

譲渡決定については以下の場合に取り消されることがあります。

- (1) 種鶏場の事情による場合
- (2) 天災地変その他やむを得ない理由による場合
- (3) 譲渡決定を受けた者が、1の(1)の要件を満たしていないことが明らかとなった場合
- (4) 譲受申込書の内容に虚偽の申告があった場合
- (5) 譲受希望者と連絡がとれなくなった場合

## 6 譲渡決定の取り消しによる損害の責任

譲渡決定の取り消しにより、譲受希望者に損害が生じても、種鶏場はその責を負わないものとします。

## 7 譲渡後の責任

譲受希望者がひなを受け取った後、ひなの衰弱等の異常により譲受希望者に損害が生じても、種鶏場はその責を負わないものとします。

## 8 譲渡ひなの衛生について

ひなは、マレック病ワクチン及び鶏痘ワクチンを接種済みです。

ひなの受け取り後は、家畜保健衛生所や臨床獣医師の指導のもと、ワクチン接種等により伝染病の発生予防に努めてください。

なお、種鶏場で飼養する種鶏（実用鶏ひなの親鶏）には、以下のとおりワクチンを接種しています。

0日齢：マレック病、鶏痘、伝染性気管支炎

7日齢：ニューカッスル病、伝染性気管支炎

21日齢：伝染性気管支炎、伝染性ファブリキウス嚢病

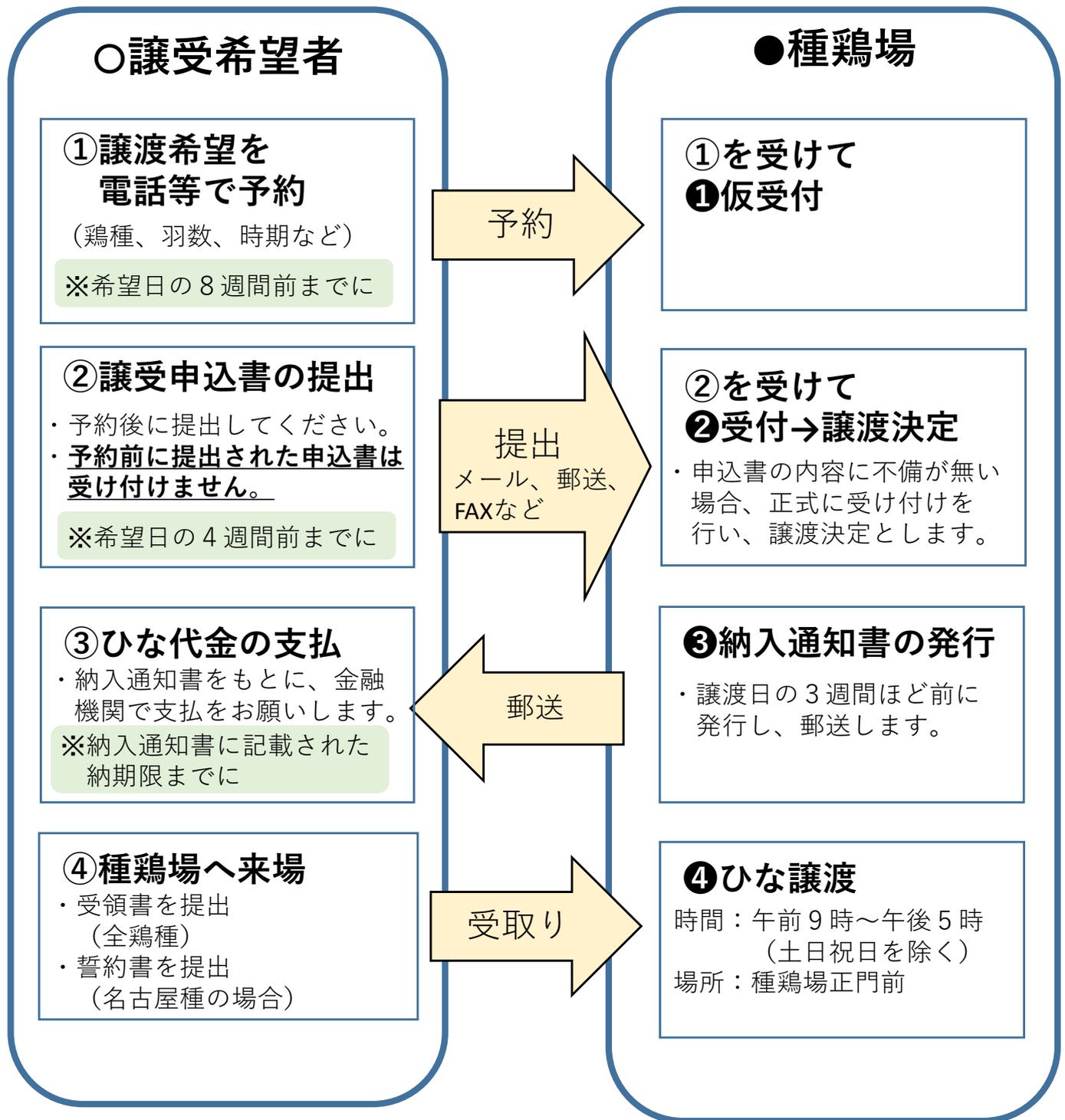
28日齢：ニューカッスル病、伝染性気管支炎

70日齢：サルモネラ症、ニューカッスル病、伝染性気管支炎、  
伝染性ファブリキウス嚢病、レオウイルス感染症

## 9 譲渡した鶏の現状確認

今後の養鶏振興に資するため、譲渡した鶏がどのように飼育され、生産物をどのように利用しているか、必要に応じて、種鶏場職員が現地調査等を行う場合がありますので、あらかじめご承知ください。

# 実用鶏ひなの申込み及び譲渡手順



電話：0568-39-6206

FAX：0568-39-6207

E-mail: syukeijo@pref.aichi.lg.jp

住所：〒485-0802 小牧市大字大草字年上坂5818-1 畜産総合センター種鶏場